# 岡山市公衆浴場法施行条例及び岡山市旅館業法 施行条例の一部を改正する条例の概要について

岡山市は、国がレジオネラ症の発生防止対策として、『公衆浴場における衛生 等管理要領』等を改正したことを踏まえ、関係条例に規定する水質基準や衛生措 置基準等の見直しを行い、条例の一部改正を行いました。

市内公衆浴場営業者並びに浴場を有する旅館業営業者におかれましては、条例 内容をご理解の上、ご対応願います。

#### 条例の主な改正内容

# 令和4年4月1日施行

### 用語の整理

〇貯湯槽(浴槽等に送る水をためるタンク)、ろ過装置、集毛器、 調節箱(湯の温度を調節するためのタンク)について定義を明確化

# 水質基準に関すること ※全施設が対象です。

		項目(改正前)	項目(改正後)
水質基準	原水	過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L以下	過マンガン酸カリウム消費量10mg/L 以下, 又は全有機炭素3mg/L以下 ※①
		大腸菌群は50ml中に検出 されないこと	大腸菌は検出されないこと※②
	浴槽 水	過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L以下	過マンガン酸カリウム消費量25mg/L 以下, 又は全有機炭素8mg/L以下 ※①
浴槽水の 残留塩素濃度		遊離残留塩素: O. 2mg/L以上O. 4mg/L以下に保ち、かつ最大でも1mg/L以下となるよう努めること	遊離残留塩素:0.4mg/L以上に保ち、かつ 最大でも1mg/L以下となるよう努めること
			結合残留塩素(モノクロラミン)消毒する場合 ※③ モノクロラミン:3mg/L以上

#### ※①水質基準に全有機炭素を追加

全有機炭素 (TOC: Total Organic Carbon) は、水中に含まれる有機物中の炭素の総 量を測定することにより「水の汚れ」の度合いを示す指標の一つ。過マンガン酸カリウ ム消費量に比べ、共存物質からの干渉に強く、有機物量を正確に測定でき、測定時間も 短くて済むという利点がある。

#### ※②汚染指標菌の変更

糞便汚染の指標として大腸菌が最適であり、迅速で簡便な検査法も確立されている。

#### ※③モノクロラミン消毒の追加

公衆浴場で一般的に使用されている次亜塩素酸ナトリウムは、温泉などのアルカリ泉 質やアンモニア態窒素が多く含まれる泉質等では濃度管理が難しく、消毒効果が低下す る問題がある。モノクロラミンは結合残留塩素の一種で、臭気や皮膚刺激性が少なく、 様々な泉質でも消毒効果が安定して維持される。

# 施設設備に関すること

※令和4年3月31日までに許可がある既存施設については、 適用されません(下記の「その他(附則)」を参照ください)。

### ○浴室に関係する設備等について、施設基準を追加

配管	内部の浴槽水が適切に排水できる構造であること
貯湯槽	完全に排水できる構造であること レジオネラ対策として、60℃以上かつ最大使用時55℃ 以上に保ち、これが難しい場合は、消毒装置を設けること
気泡発生装置又はジェット噴射装置	連日使用している浴槽水を用いる構造でなく、点検、清掃、 排水が容易に行える構造であること

# 衛生管理等に関すること ※全施設が対象です。

〇浴室に関係する設備等について、衛生管理基準を追加

循環配管	年に1回程度は内部を点検し、生物膜を除去すること
集毛器	毎日清掃し、消毒を行うこと
回収槽、オーバーフロー還水管	定期的に内部の清掃消毒を行うこと
貯湯槽	定期的に設備の確認、温度計の性能の確認を行うこと
水位計配管	週に1回以上、消毒を行い、生物膜を除去すること
調節箱	生物膜の状況を監視し、必要に応じ清掃消毒すること
シャワー	シャワーは週に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、ヘッドとホースは6か月に1回以上点検し、内部の汚れとスケールを年に1回以上洗浄、消毒すること
気泡発生装置又はジェット噴射装置	適宜清掃、消毒を行い、生物膜が形成されないよう管理 すること
屋外の浴槽	浴槽内に土が入り込まないよう、適切に管理すること
浴室等	入浴等に支障のない湿度に保ち、換気を行うこと
新規営業開始時及び再開時	十分に消毒した後に営業開始、再開するよう努めること

○混浴制限年齢の改正

変更前:おおむね10歳以上 変更後:おおむね 7歳以上

## 旅館業法施行条例に係る改正

※ 令和4年3月31日までに許可がある既存施設については、 適用されません(「その他(附則)」を参照ください)。

〇旅館業等における浴場施設について、公衆浴場施行条例に準じた施設基準、 衛生管理等を規定し、サウナの基準を追加する。

### その他(附則)

- 〇新しい施設基準(配管、貯湯槽、気泡発生装置)が適用される場合
- ・令和4年3月31日以前に許可を取得している施設のうち、令和4年4月1日以降に 施設の改修を行う施設
- ・令和4年4月1日以降、新規に許可を取得する施設